

情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第4回）議事概要

日時：2018年3月23日（金）16時30分～18時30分

場所：総務省8階第4特別会議室

構成員）宍戸座長、井上構成員、上原構成員、加毛構成員、小林構成員、立谷構成員、田中構成員、長田構成員、日諸構成員、古谷構成員、森構成員、若目田構成員
オブザーバー）一般社団法人データ流通推進協議会、美馬オブザーバー、山本オブザーバー、石原オブザーバー

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会事務局
事務局）総務省、経済産業省、一般社団法人日本IT団体連盟

□資料4-1「モデル約款と認定基準との関係」について事務局より説明。

□資料4-2「論点整理（案）について」、資料4-3「認定基準（案）について」、資料4-4「モデル約款（案）について」、資料4-5「論点整理（案）認定団体の認定スキームについて」について事務局より説明。

□意見交換

＜モデル約款と認定基準の関係＞

●通常取引実務では、既にサービスがあつて、各社の約款をすりあわせた標準的なものがモデル約款となる。今回は、情報銀行というまだ事業がない中でモデル約款が作られるため、認定基準と重なってこざるを得ない。今後情報銀行ができあがり様々なサービス、実務が蓄積した段階で、再度モデル約款を検討するプロセスが望ましい。

＜論点1：認定の単位（事業者単位／サービス単位）について＞

- 事業・サービス単位でも可能であるという余地を落とさないでよいのではないかと。
- 原則事業者単位での認定としているが、事業者単位での認定も大規模事業者ではありうる。

＜論点3：損害賠償責任について＞

- 安心安全や管理を担保するのは、サービス内容、質によって変わってくるものではないかと。確実な保障や原因のトレースなどを求められるのは、コストが必要。サービスが選ばれる中で実現していくのではないかと。
- 情報銀行がまだ現実に存在していない中、利用する消費者の不安を払拭できるようにすべき。ただ、ビジネスとして回っていくものでないと実現しない。
- 消費者からみたら、第一義の窓口は情報銀行であるべき。そうでなければ安心安全に預けることができない。提供元についてアカウントビリティは情報銀行が負うべき。

①提供先に起因して漏洩が起こった場合の情報銀行の責任

- 情報提供先第三者に起因して個人に損害が発生した場合に、情報銀行が、提供先第三者の

選任・監督責任を含む一切の責任を負わないとすることには問題があるのではないか。また、提供先第三者が責任を負うということを、情報銀行と提供先第三者の間の契約に記載してあったとしても、それが利用者個人を拘束することにはならない。情報銀行と利用者個人との間の契約に損害賠償責任について明記すべき。

●消費者保護的実態が情報銀行にあったほうが良い。わかりやすく「情報銀行と第三者提供先が連帯責任を負う」、とすれば良いのではないか。

●情報銀行により、情報提供先の第三者（利活用事業者）が、情報提供者である個人に損害を与えた場合や、漏洩があった場合などについて、あらゆる場合に損害賠償責任を負うというのは、かなり厳しい要件。そのような要件を必須とした場合、情報銀行は、確実に損害賠償を払える大手の情報利活用事業者以外には情報を出さなくなり、情報仲介市場の広がりや、利活用の多様性についてはネックになるのではないか。

●個人が直接提供先第三者に請求するのは難しく、情報銀行が、漏洩なり問題があった場合に賠償責任を負わないのであれば、このスキームはユーザーからすれば、存在価値がなくなる。

●消費者から見たら、委託しているのは情報銀行で、情報銀行を仲介して、提供先第三者がデータをもらっているのであり、何かあった場合にはその情報銀行が責任を持つべき。

●個人情報の漏洩について、情報銀行と提供先が協力して対処する事案も発生しうるので、連携して責任をとっていくことを消費者にもアピールして、関係者間で分担するのが素直な整理ではないか。

●情報漏えいがどこからされたか不明で、個人が訴える相手が分からない以上は、対面にある情報銀行が責任を負わなければならない。情報銀行が調べて、情報提供先が漏洩したのであれば、その事業者に求償すべき。

●問題があった場合に損害賠償請求する相手が不明なのは消費者側にリスクを負わせること。事業者側に関係者が多数あればその間で求償し合うものではないか。

②提供先に過失がない場合等

●全面的にどのような場合でも情報銀行が責任を負わせるのか、というのは、過失がなかったり不可抗力の場合の免責条項はあってもよい。

●過失と不可抗力はそれぞれ別の意味合いがあり、不可抗力の例としては、天変地異、外国から攻められた、戦争などの場合であり、そもそも民事責任は問えない。さらに第三者提供先が無過失であると判断される場合、あるいは帰責事由がないと判断される場合にまで、情報銀行に対して責任を問うことは難しいと考える。例えば、不法行為責任について、無過失責任はかなり特殊な類型について例外的に認めているに過ぎない。情報銀行や第三者提供先について、適切なセキュリティ基準を設定し、それを遵守していた（過失がなかった）にもかかわらず、ハッキングを受けて流出したという場合にまで、責任を問えるのかには、疑問がある。

●賠償責任を負わないのは、不可抗力または無過失であることを第三者提供先で立証できた場合などとしてはどうか。

●過失などを消費者が証明するのは、消費者側に負担がかかる。

●情報流出などがあった場合、まず、個人は情報銀行に対して契約責任を追及することになると思う。その場合、情報流出があった以上は、適切な情報管理がなされていなかったという意味で、情報銀行は債務不履行に陥っていることになる。そのうえで情報銀行側が帰責事由の不存在を証明する責任を負う。これに対して、個人が提供先第三者にそれを求める場合には、不法行為責任の追及となるので、個人が過失の証明責任を負うことになる。事柄の性質上、過失の証明責任を第三者提供先に転換することが考えられるが、合意ベースでそれを達成するのは難しいと思う。いずれにせよ、個人が情報銀行に対して責任追及するのであれば、過失の立証責任に関する懸念は、それほど大きくないのではないか。

●提供先第三者で情報漏えいがあった場合には、個人は情報銀行に契約責任をまずは追及できるということ、情報銀行の側で帰責事由がなく、提供先第三者でセキュリティ基準が取られていた場合は責任を問わない、という方向で整理してはどうか。

③情報漏洩が疑われる場合の対応

●法的な権利義務の存否でいうと、情報銀行が個人に対して調査をする義務を負うが、後は実際のサービスのやり方ではないか。

●世間で情報が漏洩したという事実があり、情報銀行から提供した第三者から漏洩したのかどうか判断できないパターンがありうる。情報銀行の側からどこに提供した、どう動いているなどを確認することを自主的にやるべきではないか。

●個人の情報がどこかで漏洩したときに、情報銀行が調査しなければならないのは厳しい。情報漏洩の漏洩先の調査は、義務というよりは、情報銀行の相談窓口業務に包含されるもの。

<論点2：情報銀行の機能について>

●閲覧履歴と、提供先の指定、撤回について一覧性の高い画面で、消費者に選択ができるダッシュボードの機能やユーザーインターフェースは利用者によってわかりやすいだろう。

●情報銀行の機能はわかるようにして生活者が選べるようにすればよい。いろいろなパターンの情報銀行が想定される。要件を厳しくしすぎると情報銀行をやるところがなくなってしまう。

●情報銀行が色々なものが数多く出現し、競争していくには、提供先第三者から見て使いやすい情報銀行や、個人から見て安心できる情報銀行など、それぞれ出てくるのではないか。

●情報銀行と提供先の関係について、個人情報利用停止をしない場合や担保すべきレベルのセキュリティを担保してない場合などは提供先から外すなど、情報銀行が提供先に契約上の義務を負わせるのはこのスキームではマスト。

●「提供先、提供範囲、提供条件」を提供者との間で合意し虚偽がないこと、それを決めておけば、後は一律にこういう機能とすべきしてしまうのは、競争原理を失う。大きなガイドラインは原理原則で後は、個別にできるほうが運用しやすい。

①情報提供の同意の撤回について

(第三者提供先に既に提供した情報の撤回について)

●「個人情報」のまま、提供先第三者に提供する、ということであれば、提供先第三者でも提供停止ができるが、非常に負荷がかかる。

●統計情報になっている情報は回収できない。自分が特定されたということがあったら、その時点で処理を止めるということの義務をお願いするのがよいのではないか。どこまでリアリティがあるのかはよく検討すべき。

●データ提供の仕方によるが、第三者提供先に、CSV でデータを渡しきると、その個人の一行をリボークするのは非常に困難。一方例えば、ある事業者では、メールアドレスなど個人情報を使う機能を情報銀行側の UI のなかに取り込んでおいて、提供先第三者には、メールアドレスは直接触れさせないというやり方もある。

●義務として停止をお願いしたら停止してくださいというのがルールなら、提供先第三者にも、停止できるような形態の利用の仕方をしているところに渡す、ということではないか。

●本人が特定できる場合に提供先も本人の求めに応じてその後使わないが、照合行為禁止義務を負っている匿名加工情報は除く、ということも考えられる。

●個人から撤回があったら、提供先第三者にそれを通知し、提供先からいつ停止したという証明をもらうのがよいのではないか。

●サービスは継続するものであり、途中で個人情報を使わないでくれといわれると、サービスを継続できなくなる場合が起こりうる。

●消費者側からみても、撤回を望むにあたり、人によって、何が何でも削除してほしい情報とそうでない情報があり、一律にはルールとして整理できないのではないか。

●情報銀行から提供先第三者に提供される情報は、個人情報の場合と、匿名加工情報のようなものに分かれるが、後者のような、個人情報以外の形で第三者提供するのは、情報銀行の定義を考えれば、議論の対象外。

●情報銀行が前者の個人情報を第三者提供することを止めることについて、認定基準には必ず入るべきなのは、本人からこの情報を出すのはこれ以降止めてくれ、との申し出があったらそれ以降は情報提供しない、ということ。過去提供した情報を提供先で現実に削除するまでの責務は、認定要件には入れないのではないか。

●委託契約の範囲として、撤回の申し出があった以降、提供先第三者が個人情報を使わないということまでは情報銀行の義務とするのは個人からの委託の範囲内と考えられる。ただ、事実上、個人情報が利用されたときに個人が、その責任を追及するのが難しいという問題は存在する。提供先第三者が勝手に使ってしまったのは、当該第三者が情報銀行に対して契約違反をしているし、それにより個人が何らかの損害が発生した場合には、損害賠償責任を負う、ということではないか。

●過去に第三者に提供した個人情報についても、削除できる機能があった方が個人は望ましいはず。過去に提供したものでも削除できるようにするためには、情報銀行と提供先第三者との契約で保証しておく必要がある。

(オプトアウトする単位)

●包括合意が前提なのか。新たな条件が追加されたときに再合意や都度合意が必要なのか、都度オプトアウトの機能をもっていなければならないのか。

●基本的に、都度合意の前提ではない。個人のおおまかな指示が変わってくることはありうる。「観光分野」には提供していたが、今後は「不動産分野」にしてほしい、などはありえ、

それに対応するのは情報銀行の前提ではないか。それより細かく A 社はやめて B 社にしてほしい、というのは、情報銀行のサービスの差別化、競争領域の話。

●情報銀行側として見ても、何らかの理由で、消費者から利用停止という要望があった場合に、その要望の理由に該当する個別企業に対する提供を停止するのがオペレーションとして普通ではないか。例えば、ある業界の特定企業が起こした不祥事により、情報提供に不安を感じた消費者からの削除要望が、「その業界全体について停止」ということには必ずしもならないのではないか。

●ユーザーからするとどうしてもこの提供先は嫌だ、といった場合に、全サービスから抜けるという選択肢しかない、情報銀行を使わなくなるのではないか。

●システム実装上の問題で、同意の取り方と停止の仕方はリンクしていないと非常に複雑で大変になる。例えばこの業界は OK という同意を取得した範囲で、利用も停止するという運用が現実的。

●全てウィッシュリストのようなもので選ぶのがユーザーにとって本当に使い勝手がよいのかという議論もしながら、各事業者で UI の工夫をし、サービサーとして努力するのが一番ではないか。

●包括的同意にも様々なパターンがあり、そこに、個別にこの企業がいやだからオプトアウトできる機能があったほうが、個人からするとデータを提供する際のハードルが低くなるのではないか。

●個別にオプトアウトできるのが事業者にとって非常に負担であるのであれば、表示義務を徹底するというのもあるかもしれない。

<虚偽のデータにより事業に損害が生じた場合>

●虚偽のデータを個人が提供したために、提供先第三者に損害が発生した場合、事業者が個人に責任を問うことができるのかが考慮されていない。

●今回の検討会では、情報提供の真正性などは対象外という前提で議論してきており、認定基準やモデル約款に書き込むのは難しいと考える。

●個人と情報銀行と提供先第三者の 3 者の関係でそれぞれ不作為行為、不法行為があった場合を規定しておけばよいのではないか。

<情報銀行の中立性について>

●新たに事業としてデータを集める場合もあるが、情報銀行が主たるサービスを持っていてそのサービスにデータを活用する場合は、情報を分離して管理する必要がある。

●認定基準の中で、情報銀行の中立性の言及がない。提供先について差別的取り扱いをするかどうかは競争領域なのか。

●消費者、情報銀行、提供先第三者、それぞれについて守るべきルールは整理していく必要はある。ただ、情報銀行の認定という観点からすると、消費者の方を向いて、こういう情報銀行が安心安全という基準を議論するもの。

●個人が正しく情報を提供してもらっていることを提供先第三者について確保することは、

情報銀行がビジネス上の問題としてやればよいこと。

●利益相反、競争法上の問題は常に存在するが、それは情報銀行とよばれる業態が今後成立するのか、情報銀行がどの程度の数、市場に存在するのかに密接に関係する。一部の情報銀行が独占的に情報を有する場合には、競争法上の問題が生じうるが、適切な数の情報銀行が競争するという市場環境があれば問題ないとする。

●情報銀行側で、提供先第三者の水準により価格差をつけて提供する、など提供先の選別に自由度がないと、情報銀行が負わなければならない責任と釣り合わない。

<全体>

●個人情報の第三者提供について、消費者から有効な同意を得られるということが重要。信頼を受けた事業者が説明の上で包括的な同意を得る場合、ベンチャー企業などが健康増進などわかりやすい目的を示し、特定のものだけ同意を得るなど多様なビジネスモデルが想定されるものであり、消費者が自分なりにリスク等も判断しながら、選べるようになることが重要。

●予め指定した条件である程度、本人の同意ができるということで消費者本人のコントロール性を高めるというのが本来の情報銀行の趣旨。提供先第三者に一度提供したものを変更できるものにするのかは、厳しいところもあると思うので、マスト部分と情報銀行が任意で行う部分に分けることが必要。本日の議論で、ある程度芯の部分は固まってきた。そのまわりのフリンジ部分やバリエーションはまだある。

●同意の撤回については、ある事業者にいくのが止まるのが重要で、全部必要となるものをやるのか、個別でやるのかはサービスレベル、クオリティの問題と感じた。アナログからデジタルに移行すると何でも厳しくなりがちであるが、柔軟にアジャイルなやり方で進めていきたい。

以上